

阪南市生活排水処理基本計画（素案）
2023 ～ 2032

2023（令和5）年2月

阪南市

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1
第1章 阪南市の概要	
1. 位置と地勢	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. まちの人口	・ ・ ・ ・ ・ 2
3. 河川の概況	・ ・ ・ ・ ・ 4
4. 河川の水質	・ ・ ・ ・ ・ 4
第2章 生活排水処理の状況	
1. 生活排水の処理フロー	・ ・ ・ ・ ・ 5
2. 生活排水の処理主体	・ ・ ・ ・ ・ 6
3. 生活排水処理形態別人口の推移	・ ・ ・ ・ ・ 7
第3章 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	
1. 収集運搬の状況	・ ・ ・ ・ ・ 8
2. 中間処理	・ ・ ・ ・ ・ 9
3. 最終処分	・ ・ ・ ・ ・ 10
第4章 生活排水処理の課題	
1. 公共下水道の整備促進	・ ・ ・ ・ ・ 11
2. 公共下水道未整備区域における生活排水処理の促進	・ ・ ・ ・ ・ 11
3. 浄化槽の適正な維持管理	・ ・ ・ ・ ・ 12
第5章 生活排水処理基本計画	
1. 生活排水処理に係る理念・目標	・ ・ ・ ・ ・ 13
2. 生活排水処理の基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 13
3. 計画の期間	・ ・ ・ ・ ・ 14
4. 生活排水適正処理率の目標	・ ・ ・ ・ ・ 14
5. 生活排水を処理する区域及び人口等	・ ・ ・ ・ ・ 17
6. 生活排水処理施設の整備計画の概要	・ ・ ・ ・ ・ 18
7. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	・ ・ ・ ・ ・ 19
8. 大型単独処理浄化槽について	・ ・ ・ ・ ・ 20
9. 広報・啓発	・ ・ ・ ・ ・ 20

はじめに

生活排水処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137）第 6 条第 1 項の規定に基づき、本市が生活排水処理に関する長期的・総合的な視点に立ち、計画的に生活排水処理対策を行うために策定する計画です。

これまでの本市の主な生活排水対策として、平成 5 年 7 月に公共下水道を供用開始して以降、計画的に下水道事業を推進するとともに、平成 8 年度から公共下水道の補完事業として「阪南市合併処理浄化槽設置費補助事業」を実施し、平成 19 年 2 月には、それまで海洋投入してきたし尿及び浄化槽汚泥を陸上処理するための施設、「阪南市立はんなん浄化センターMIZUTAMA 館」（以下、「MIZUTAMA 館」と呼びます。）の供用開始などに取り組んできました。

令和 3 度末時点で、本市の生活排水を適正に処理している人口（生活排水処理人口）が全人口に占める割合を示す生活排水適正処理率（汚水衛生処理率）は、67.9%であり、府内市町村で最も低い状況となっています。

主な要因として、大阪府が事業主体として整備してきた南大阪湾岸南部流域下水道が府内で最も遅く事業着手されたことに伴い、本市の公共下水道事業へ着手した時期が府内他市町村と比べ遅かったこと、厳しい財政状況のもとで下水道事業への投資を抑制してきたこと、下水道供用開始前に環境衛生向上のために設置された単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への設置替えが進んでいないことなどがあげられ、今後も計画的・継続的な生活排水対策が必要な状況です。

本計画は、平成 25 年に策定（平成 30 年改訂）した計画と実態にかい離が生じているため、令和 4 年 3 月に策定した阪南市総合計画の人口推計等をもとに見直し、本市の生活排水適正処理率の向上を図るための方針を示すものです。

令和 5 年 3 月

阪南市

第1章 阪南市の概要

1. 位置と地勢

本市は大阪府南部に位置し、大阪市中心部から約 45km、和歌山市中心部から約 10km の距離にあります。東は泉南市に、西は岬町に、南は和泉山脈を境として和歌山県に接し、北は大阪湾に面しています。

地勢的には、東西 8.5km、南北 6.8km、面積 36.17 km²の市域を有し、そのうち約 60%が和泉山脈の山林となっています。

また、古くからの市街地が和泉山脈から流れ出る河川がつくった平野部に広がり、大阪都市圏近郊のベッドタウンとして高度経済成長期以降に開発された住宅地が丘陵部に広がっています。

市街地や住宅地を囲むように、波静かな海と緑豊かな山林が近接しているため、海・山を中心とした自然環境に恵まれています。



また、瀬戸内式気候の地域に属し、雨量は少なく、冬は温暖であり、自然災害が少なく暮らしやすいまちです。

交通の面からみると、南海電鉄が沿岸を走り、JR 西日本が内陸を走っています。また、道路では国道 26 号や第二阪和国道、阪和自動車道が大阪と和歌山を結ぶ動脈として走っており、30 分圏内の関西国際空港をはじめ、通勤や日常生活での他の地域との交通条件にも恵まれています。

2. まちの人口

本市の人口は、丘陵部のニュータウン開発にあわせて、昭和 40 年代から急激に増加し、昭和 61(1986)年 1 月に 50,000 人（住民基本台帳ベース）を超えました。以降伸びは鈍化したものの人口増加が続き、平成 15(2003)

年に人口のピークを迎え 60,015 人になりました。

その後、死亡者数が出生数を上回る自然減少と、転出者数が転入者数を上回る社会減少が同時に進行したことで、令和 3(2021)年 1 月の人口は 53,099 人となり、今後も人口減少の加速が見込まれています。

一方、世帯数については、人口が減少するなかで、ひとり暮らし世帯の増加などにより増加しており、昭和 61 年には人口 50,015 人に対し、世帯数は 14,640 世帯で 1 世帯あたりの人員は 3.4 人であったものが、令和 3(2021)年には 24,177 世帯となり、1 世帯あたりの人員は 2.2 人と減少しています。

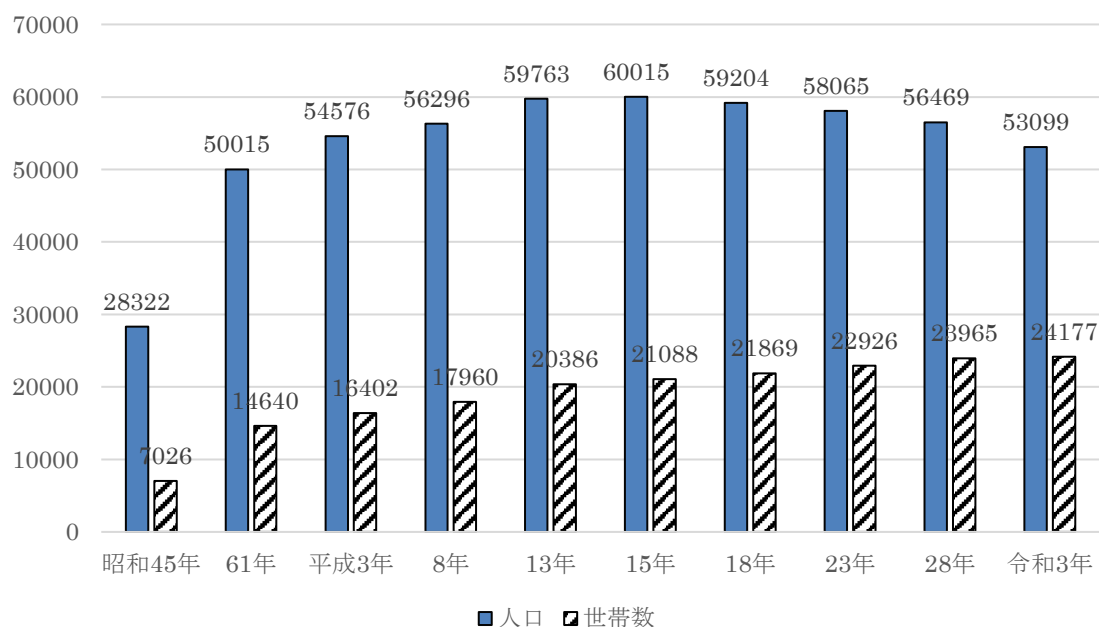


図1 人口・世帯数の推移

昭和 45 年は各年 10 月の国勢調査より

昭和 61 年以降は各年 1 月 1 日の住民基本台帳より

3 河川の概況

本市の河川には、二級河川として水質汚濁の環境基準の部類として A 類型に指定されている男里川水系の 3 河川（男里川、山中川、菟砥川）と茶屋川があり、準用河川として池詰川、井関川、山中川の一部があります。

また、普通河川として釈迦坊川、小原川、田山川などがあり、いずれの河川も北流して大阪湾に注いでいます。

表1 主な阪南市の河川

河川名	距離	備考
男里川（泉南市共有）	2,457 ㍓	二級河川
山中川（滑下橋より下流）	2,520 ㍓	
菟砥川	1,545 ㍓	
茶屋川	1,950 ㍓	
山中川（滑下橋より上流）	3,930 ㍓	準用河川
池詰川	1,660 ㍓	
井関川	2,570 ㍓	
飯ノ峯川	2,540 ㍓	普通河川、砂防指定

4 河川の水質

令和 2 年度における各河川の生物化学的酸素要求量(BOD)の調査結果は、表 2 のとおりです。

表2 河川の BOD 値（平均値）

単位：mg/㍓

河川名	BOD 値	河川名	BOD 値
男里川	2.1	山中川（下流）	1.4
菟砥川	1.8	茶屋川（下流）	1.9

大阪府域河川等水質調査結果より

第2章 生活排水処理の状況

1. 生活排水の処理フロー

台所、トイレ、風呂など市民のみなさんが、日常生活で使った水を生活排水といいます。

トイレの水（し尿）とそれ以外の生活排水（生活雑排水）にかかる、本市全体の処理フローを図2のとおり整理しました。

公共下水道に接続している世帯及び合併処理浄化槽を設置している世帯は、し尿と生活雑排水のすべてが下水道終末処理場または浄化槽で処理され、これらの世帯人口は、フロー図上「水洗化・生活雑排水処理人口」としています。

また、し尿だけを処理する単独処理浄化槽を設置している世帯は、トイレは水洗化されていますが、生活雑排水は未処理の状態で河川などに放流されており、これらの世帯人口は、フロー図上「水洗化・生活雑排水未処理人口」としています。

し尿汲み取り便槽の世帯については、生活雑排水は未処理の状態で放流されており、フロー図上「非水洗化人口」としています。

なお、汲み取りし尿や浄化槽汚泥は、MIZUTAMA 館に搬入し、処理しています。

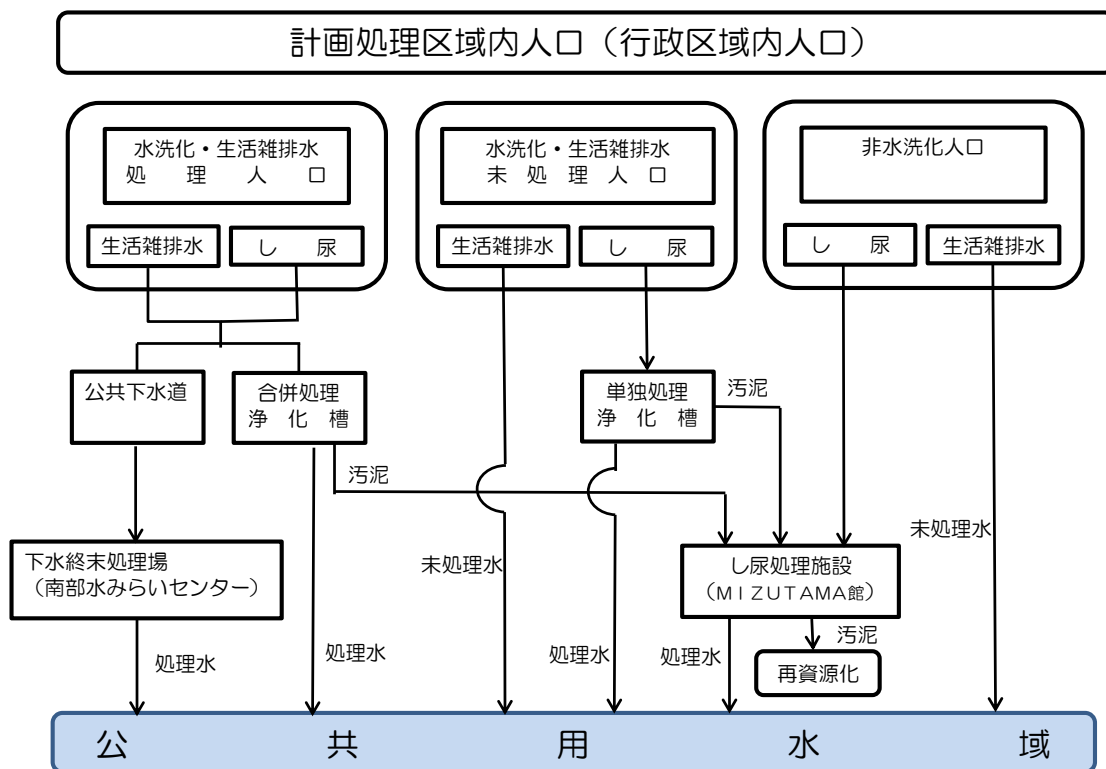


図2 生活排水の処理フロー（現況）

2. 生活排水の処理主体

本市には生活排水処理施設として、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びし尿処理施設が整備されています。それぞれの施設の処理主体は表3のとおりです。

表3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	阪南市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥、し尿を含むその他汚泥	阪南市

3. 生活排水処理形態別人口の推移

過去 5 年間の本市の生活排水処理状況の推移を、生活排水形態別人口に分類し、表 4 のとおり整理しました。

令和 3 年度末における処理形態別人口は、計画処理区域内人口 51,943 人に對して、水洗化・生活雑排水処理人口 35,278 人（67.9%）、水洗化・生活排水未処理人口 9,895 人（19.0%）、非水洗化人口 6,770 人（13.0%）となっています。

処理施設別では、平成 15 年度当初から 23 年度末までの 9 年間、市財政の急速な悪化を背景とした財政再建実施計画の実施方針により、下水道人口は微増で推移してきました。

また、合併処理浄化槽は、下水道整備区域が大きく伸びないなか、新しい住宅建築の際に設置され、増加傾向にあります。

こうした状況のなか、法令により新規の単独処理浄化槽設置が不可能となったこともあり、本市の生活排水適正処理率は少しずつ上昇しています。

表 4 処理形態別人口の推移（実績及び前計画目標値）

区 分	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度(A)	前計画目標値 令和4年度(B)	乖離(A-B)	
計画処理区域内人口（行政区域内人口）	人	54,946	54,244	53,600	52,795	51,943	53,427	△ 1,484	
1. 水洗化・生活排水処理人口	人	34,449	34,337	34,263	34,147	35,278	39,012	△ 3,734	
	%	62.7%	63.3%	63.9%	64.7%	67.9%	73.0%	△5.1P	
	（1）下水道（水洗化人口）	人	24,665	24,475	24,411	24,331	24,254	29,100	△ 4,846
		%	44.9%	45.1%	45.5%	46.1%	46.7%	54.5%	△7.8P
	（2）合併処理浄化槽	人	9,784	9,862	9,852	9,816	11,024	9,912	1,112
		%	17.8%	18.2%	18.4%	18.6%	21.2%	18.6%	2.6P
	（3）農業集落排水施設等	人	—	—	—	—	—	—	—
	2. 水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	人	12,752	12,198	11,635	10,974	9,895	9,820	75
		%	23.2%	22.5%	21.7%	20.8%	19.0%	18.4%	0.6P
	3. 非水洗化人口	人	7,745	7,709	7,702	7,674	6,770	4,595	2,175
		%	14.1%	14.2%	14.4%	14.5%	13.0%	8.6%	4.4P
4. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	—	
	%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	

第3章 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

1. 収集運搬の状況

本市のし尿・浄化槽汚泥等の収集運搬の概要は、表5に示すとおり、し尿・浄化槽汚泥等とも許可業者が収集し、MIZUTAMA 館に搬入しています。

表5 収集運搬の概要

区分	し尿	浄化槽汚泥等
収集区域	阪南市全域	阪南市全域
収集対象	し尿	浄化槽汚泥、し尿を含むその他汚泥
収集業者	許可業者 4社	許可業者 4社
収集車両	バキューム車 1. 8トン車・・・8台 2. 7トン車・・・1台 3. 7トン車・・・2台	
収集方法	個人が許可業者に申し込	個人が許可業者に申し込

過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬量は表6のとおりです。

公共下水道の整備率が微増傾向のため、MIZUTAMA 館へのし尿及び浄化槽汚泥搬入量は横ばい傾向が続いています。

また、総収集量に占めるし尿の割合は、令和3年度で37.3%となっています。

表6 収集量の推移

単位：kℓ

区 分	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
し尿	年間	9,534	9,248	9,008	9,320	9,277
	日平均	26	25	25	26	25
浄化槽汚泥等	年間	15,567	14,976	15,099	15,236	15,604
	日平均	43	41	41	42	43
合計	年間	25,101	24,224	24,107	24,556	24,881
	日平均	69	66	66	68	68
し尿の占める割合	年間	38.0%	38.2%	37.4%	38.0%	37.3%

2. 中間処理

市内で収集されたし尿・浄化槽汚泥等は、MIZUTAMA 館に搬入され、膜分離高負荷脱窒素処理と高度処理による処理方式により、中間処理を行っています。

なお、MIZUTAMA 館の施設概要は、表7のとおりです。

また、中間処理後の処理水は男里川に放流しており、その処理水の水質検査の結果は表8のとおりです。

表7 MIZUTAMA 館の施設概要

区 分	施 設 概 要
施 設 名	M I Z U T A M A 館
処 理 方 式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理
処 理 能 力	74kℓ/日
供 用 開 始 年 月	平成19年2月
敷 地 面 積	3,336㎡
放 流 水 質	PH：5.8～8.6 生物化学的酸素要求量（BOD）：10mg/ℓ以下 化学的酸素要求量（COD）：20mg/ℓ以下 浮遊物質（SS）：5mg/ℓ以下 全窒素（T-N）：10mg/ℓ以下 全リン（T-P）：1mg/ℓ以下 大腸菌群数：1,000個/mℓ以下
放 流 先	男里川

表8 処理水の水質分析結果

項 目	単位	排水基準	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
P H		5.8～8.6	6.6～7.0	6.4～7.1	6.4～7.2	6.6～7.3	6.5～7.8
生物的化学酸素要求量（BOD）	mg/ℓ	20	0.50	0.55	0.73	0.65	0.77
化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	20	1.8	2.8	2.8	2.1	2.9
浮 遊 物 質 （ SS ）	mg/ℓ	50	1未満	1未満	1	1未満	1
全 窒 素	mg/ℓ	60	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8
全 リ ン	mg/ℓ	8	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
大 腸 菌 群 数	個/mℓ	3000	0	0	0	0	0

なお、本市域で公共下水道に接続した汚水は、表9に示す南大阪湾岸流域下水道南部水みらいセンターに流入し処理されています。

表9 南大阪湾岸流域下水道南部水みらいセンター施設概要
(令和4年6月現在)

区 分		施設概要
施設名称		南大阪湾岸流域下水道南部水みらいセンター
関係都市		泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町の3市1町
処理開始年月		平成5年7月
全体計画	処理面積	4 2 9 2 . 0 7 ha
	処理人口	1 3 7 , 6 3 0 人
	処理水量	6 8 , 6 6 0 m³/日 (日最大)

大阪府ホームページより

3. 最終処分

MIZUTAMA 館で中間処理する工程で、処理水以外に脱水汚泥及びし渣が発生します。

脱水汚泥については、民間処分業者にたい肥化処理を委託しています。

また、し渣については、泉南清掃事務組合で焼却処理を行い、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）で埋立処分しています。

過去5年間の脱水汚泥及びし渣の搬出量は、表10のとおりです。

表10 最終処分量の推移

項 目	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
し尿等処理量	kℓ/年	25,101	24,224	24,107	24,556	24,881
脱水汚泥搬出量	t/年	679	633	648	622	593
し渣搬出量	t/年	13	12	12	12	13

第4章 生活排水処理の課題

1. 公共下水道の整備促進

本市の公共下水道整備（汚水整備）は、平成元年度に工事着手し、平成 5 年 7 月から供用を始め、下水道普及率の向上に努めてきましたが、令和 3 年度末の公共下水道普及率（※）は大阪府内平均 96.9%に対して、53.8%に留まっています。

主な要因として、公共下水道事業（汚水）の供用開始が平成 5 年 7 月からと遅かったこと、厳しい財政状況に伴う投資抑制が背景にあり、全国平均（令和 2 年度末 80.1%。東日本大震災の影響で調査不可能な市町村を除く）と比較しても普及率が低く、今後の整備についても相当の年月と費用が必要になります。

また、下水道整備を進める中、人口減少時代を迎え、下水道に接続していた人口も同時に減少しています。

さらに、近年の節水機器の普及や節水意識の向上及び定着により、今後も水需要が年々低下していくことが予想されます。

このような中、令和 2 年度に「阪南市下水道事業経営戦略」を策定し、「次世代につなぐ下水道」の基本理念のもと、計画的かつ効率的な事業推進、収支のバランスがとれた経営を基本方針としました。

下水道事業経営戦略にもとづく、今後の下水道整備については、立地適正化区域の優先的な整備、認可区域の見直しを進めるとともに、浄化槽も含めた形で、水洗化（生活排水処理）の促進に努めることとしています。

また、供用開始された下水道処理区域内の未接続世帯に対して、アンケート調査を実施し、職員の個別訪問により、下水道接続の勧奨を行います。

さらに、将来的な展望として、近隣市町村や大阪府と協力し、下水道の広域化・共同化を推進させ、包括的民間委託などの民間活力の推進を検討していきます。

（※）下水道を利用できる区域の定住人口÷行政区域内人口

2. 公共下水道未整備区域における生活排水処理の促進

公共下水道未整備区域において、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽を設置している世帯等は、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に放流され、河川並び

に大阪湾の水質汚濁の原因の一つになっています。

そのようななか、本市における公共下水道事業の供用開始が府内でも遅い時期であったことから、住環境における環境衛生向上のため、水洗化の方法として単独処理浄化槽が多く設置されてきました。

こうしたことから、公共下水道未整備区域の生活排水処理の方策として、公共下水道の整備促進とともに、し尿汲み取り便槽及び単独処理浄化槽の利用世帯の合併処理浄化槽への設置替えを促進する必要があります。

3. 浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理性能は、生物学的化学酸素要求量（BOD）除去率 90%以上、放流水の水質は BOD20mg/ℓ 以下と下水道終末処理施設の二次処理と同程度となっています。

しかし、維持管理（保守点検、清掃、法定検査）が適正に行われていない場合、その処理性能が十分に発揮されず、水質汚濁や悪臭の原因となりまた公共用水域の汚濁につながります。

こうしたことから、浄化槽の維持管理は浄化槽法に基づき設置者及び管理者の責任のもと適正に行い、その維持管理方法について啓発並びに指導をしていく必要があります。

令和 2 年 4 月には、老朽化などが進み、生活環境への負の影響が懸念され対応の緊急性が求められる単独処理浄化槽（特定既存単独処理浄化槽）に対する措置規定が追加された改正浄化槽法が施行されたことから、さらなる単独処理浄化槽の維持管理の徹底や合併処理浄化槽への転換促進の必要があります。

第5章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理に係る理念・目標

水環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で、生活排水対策を講じることは重要な行政課題と位置づけられています。また、本市域を流れるすべての河川が閉鎖性海域である大阪湾に流入していることから、生活排水対策は喫緊の課題として取り組む必要があります。

現在、本格的な人口減少時代が到来し、生活排水処理施設の整備に必要とする財源確保の見通しが立てにくいなか、将来を見据えた効率的な事業投資などの生活排水対策が求められています。

このような状況から、生活排水処理施設の整備に向け、市民の理解を得ながら、効率的かつ経済的な整備手法を選択し、公共用水域の水質改善と公衆衛生の向上を目指します。

2. 生活排水処理の基本方針

生活排水処理施設の整備は、快適で衛生的な日常生活と公共用水域の水質保全を両立するうえで、大変重要な取り組みです。

こうしたことを踏まえ、生活排水処理の基本方針を次のとおり定めます。

1. 市街化区域の生活排水処理は、公共下水道による処理を中心とします。

本市では、南大阪湾岸南部流域関連公共下水道として整備を行っており、引き続き、計画的な公共下水道整備事業の推進を図ります。

2. 公共下水道整備済区域内における未接続家屋を対象に、水洗化促進に向けた取り組みを強化します。

3. 公共下水道未整備区域のうち下水道事業認可区域外では、合併処理浄化槽による処理を中心とします。

本市では、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、市街化区域であっても下水道事業認可区域外の世帯を対象に、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を平成 8 年度に創設しています。（平成 30 年度、令和元年度は一時休止）

また、下水道事業認可区域を縮小し、合併処理浄化槽での処理を推進することで、生活排水適正処理率の向上を図ります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

本計画については、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は適宜見直しを行い、変動する社会情勢等に柔軟に対応していくものとします。

なお、参考に「大阪府域の生活排水処理計画の取りまとめ」（効率的な污水処理施設整備のための都道府県構想）の趣旨に鑑み、令和20年度以降の中・長期推計も併せて示します。

4. 生活排水適正処理率の目標

公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進し、5年後の令和9年度を中間目標年度、令和14年度を目標年次とした生活排水適正処理率※の目標を次のとおりとします。

令和 8 年度	生活排水適正処理率の目標	72.5%
令和 9 年度	生活排水適正処理率の目標	73.5%
令和 14 年度	生活排水適正処理率の目標	78.5%
（令和 20 年度	生活排水適正処理率の目標	84.3%）
（令和 25 年度	生活排水適正処理率の目標	88.9%）
（令和 30 年度	生活排水適正処理率の目標	93.3%）

※ 生活排水適正処理率（污水衛生処理率）とは、計画処理区域内人口（市域における人口）に対する生活排水処理人口（下水道接続人口と合併処理浄化槽人口の合計）の割合です。

表 1 1 生活排水適正処理の目標

区分		単位	令和3年度	令和8年度	中間目標年度 令和9年度	目標年度 令和14年度
計画処理区域内人口（行政区域内人口）	A	人	51,943	48,839	48,082	44,297
	水洗化・生活雑排水処理人口 B (=B1 +B2)	人	35,278	35,424	35,354	34,774
	生活排水適正処理率	%	67.9%	72.5%	73.5%	78.5%
	(1) 下水道（水洗化人口） B1	人	24,254	24,559	24,637	25,117
		%	46.7%	50.3%	51.2%	56.7%
	(2) 合併処理浄化槽 B2	人	11,024	10,865	10,717	9,657
		%	21.2%	22.2%	22.3%	21.8%
参考	下水道実処理人口 C	人	27,944	28,327	28,417	28,970
	下水道普及率 $C \div A \times 100$	%	53.8%	58.0%	59.1%	65.4%

（中・長期推計）

区分		単位	令和15年度	令和20年度	令和25年度	令和30年度
計画処理区域内人口（行政区域内人口）	A	人	43,526	39,671	35,926	32,466
	水洗化・生活雑排水処理人口 B (=B1 +B2)	人	34,593	33,427	31,923	30,307
	生活排水適正処理率	%	79.5%	84.3%	88.9%	93.3%
	(1) 下水道（水洗化人口） B1	人	25,208	25,658	26,102	26,684
		%	57.9%	64.7%	72.7%	82.2%
	(2) 合併処理浄化槽 B2	人	9,385	7,769	5,821	3,623
		%	21.6%	19.6%	16.2%	11.2%
参考	下水道実処理人口 C	人	29,075	29,595	30,106	30,777
	下水道普及率 $C \div A \times 100$	%	66.8%	74.6%	83.8%	94.8%

表 1 2 生活排水処理の形態別内訳

区分	単位	令和3年度	令和8年度	中間目標年度 令和9年度	目標年度 令和14年度
計画処理区域内人口（行政区域内人口）	人	51,943	48,839	48,082	44,297
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	35,278	35,424	35,354	34,774
(1) 下水道（水洗化人口）	人	24,254	24,559	24,637	25,117
(2) 合併処理浄化槽	人	11,024	10,865	10,717	9,657
(3) 農業集落排水施設等	人	0	0	0	0
2. 水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	人	9,895	7,185	6,667	4,425
3. 非水洗化人口	人	6,770	6,230	6,061	5,098
4. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0

（中・長期推計）

区分	単位	令和15年度	令和20年度	令和25年度	令和30年度
計画処理区域内人口（行政区域内人口）	人	43,526	39,671	35,926	32,466
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	34,593	33,427	31,923	30,307
(1) 下水道（水洗化人口）	人	25,208	25,658	26,102	26,684
(2) 合併処理浄化槽	人	9,385	7,769	5,821	3,623
(3) 農業集落排水施設等	人	0	0	0	0
2. 水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	人	4,046	2,467	1,362	624
3. 非水洗化人口	人	4,887	3,777	2,641	1,535
4. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0

※下水道部分は阪南市下水道事業経営戦略の推計を引用しています。

その他（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、非水洗化人口）部分は経年の増減率を基に、人口推計を加味し、目標数値を推計しています。

5. 生活排水を処理する区域及び人口等

本市では、生活排水処理施設として下水道及び合併処理浄化槽を検討する地域及び処理する人口を次のとおり設定します。

(1) 公共下水道

本市の公共下水道整備事業は、平成5年7月に供用開始以降、計画的に整備を進めてきました。公共下水道は豊かな自然と快適な生活環境を守るために欠かすことのできない重要な都市基盤施設であるとともに、人口密集地域における生活排水処理対策としては効率的であるため、引き続き市街化区域について整備を進めます。

なお、中間目標年度の令和9年度の下水道処理人口は24,637人、目標年度の令和14年度には25,117人となり、下水道処理率（計画処理区域内人口に対する下水道接続人口の割合）は56.7%を目標と設定します。

また、中・長期推計では令和30年度に下水道処理率82.2%達成を目標として設定します。

(2) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、公共下水道未整備区域のうち下水道事業認可区域外の市街化区域及び市街化調整区域における生活排水処理施設として、整備を促進します。

中間目標年度の令和9年度には、合併処理浄化槽人口は10,717人、目標年度の令和14年度は9,657人、合併処理浄化槽処理率21.8%を目標として設定します。

また、中・長期推計では、下水道の普及拡大と人口減少の影響により、令和30年度に合併処理浄化槽処理率の目標を11.2%と設定します。

6. 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市における生活排水処理施設の今後の整備計画は、表 1 3 のとおりです。

表 1 3 生活排水処理施設の整備計画の概要
(目標年次は令和 10 年度)

施設名称	整備計画の概要	
公共下水道	全体計画：	整備面積：1, 7 1 6 ha
	事業計画：	目標年次：令和 1 0 年度
		整備面積：6 7 6 ha
		計画人口：2 4, 1 8 0 人
	供用開始：	平成5年7月
合併浄化槽	「阪南市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱」に基づき、公共下水道未整備区域のうち下水道事業認可区域外について、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに対する補助制度を活用し、普及促進に努める。	
	* 補助対象及び金額については、要綱の規定のとおり	
し尿処理施設	MIZUTAMA館	
	表 7 のとおり	

7. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

生活排水処理の形態別人口に基づいた目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込みは表14に示すとおりです。

表14 し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の見込み

単位：kℓ

	令和3年度	中間目標年度 令和9年度	対3年度	目標年度 令和14年度	
				対3年度	対3年度
し尿	9,277	7,497	80.8%	6,306	68.0%
浄化槽汚泥	15,604	12,343	79.1%	9,998	64.1%
合計	24,881	19,840	79.7%	16,304	65.5%

(端数処理のため合計が一致しない場合があります)

(中・長期推計)

	令和3年度	令和20年度	対3年度	令和25年度	対3年度	令和30年度	対3年度
し尿	9,277	4,672	50.4%	3,267	35.2%	1,899	20.5%
浄化槽汚泥	15,604	7,268	46.6%	5,100	32.7%	3,016	19.3%
合計	24,881	11,940	48.0%	8,367	33.6%	4,915	19.8%

(2) 収集運搬

し尿・浄化槽汚泥等の排出量は、公共下水道の普及や人口の減少に伴い、減少する見通しですが、現在 MIZUTAMA 館の稼働状況は、年間処理能力の90%を超える高い水準となっています。

こうした状況から、し尿・浄化槽汚泥等を適正に処理するための MIZUTAMA 館への搬入については、現行の収集運搬体制を計画的に維持、継続することが基本となります。

また、MIZUTAMA 館は、平成19年の供用開始以降15年が経過するなか、施設を安全に安定的に稼働させるため、計画的に設備や施設の補修を行っており、今後想定される設備や施設の経年劣化や老朽化に対応できるよう、設備や施設の保全及び延命化の計画的な取り組みなど、長寿命化を検討してまいります。

（３）中間処理

MIZUTAMA 館にて中間処理を行います。

（４）最終処分

MIZUTAMA 館から発生するし渣及び汚泥については、安全かつ衛生的に適正処理を行います。し渣については、泉南清掃事務組合にて焼却処分を行い、汚泥については民間施設に委託し、たい肥化による有効利用を図ります。

８．大型単独処理浄化槽

本市の一部地域で、大型単独処理浄化槽が使用されており、下水道認可区域を踏まえながら、将来的な公共下水道整備などを検討し、生活環境の改善に努めます。

９．広報・啓発

下水道未接続世帯に対し、アンケート調査を実施し、現状把握するとともに、職員が訪問の上、接続の促進を図ります。

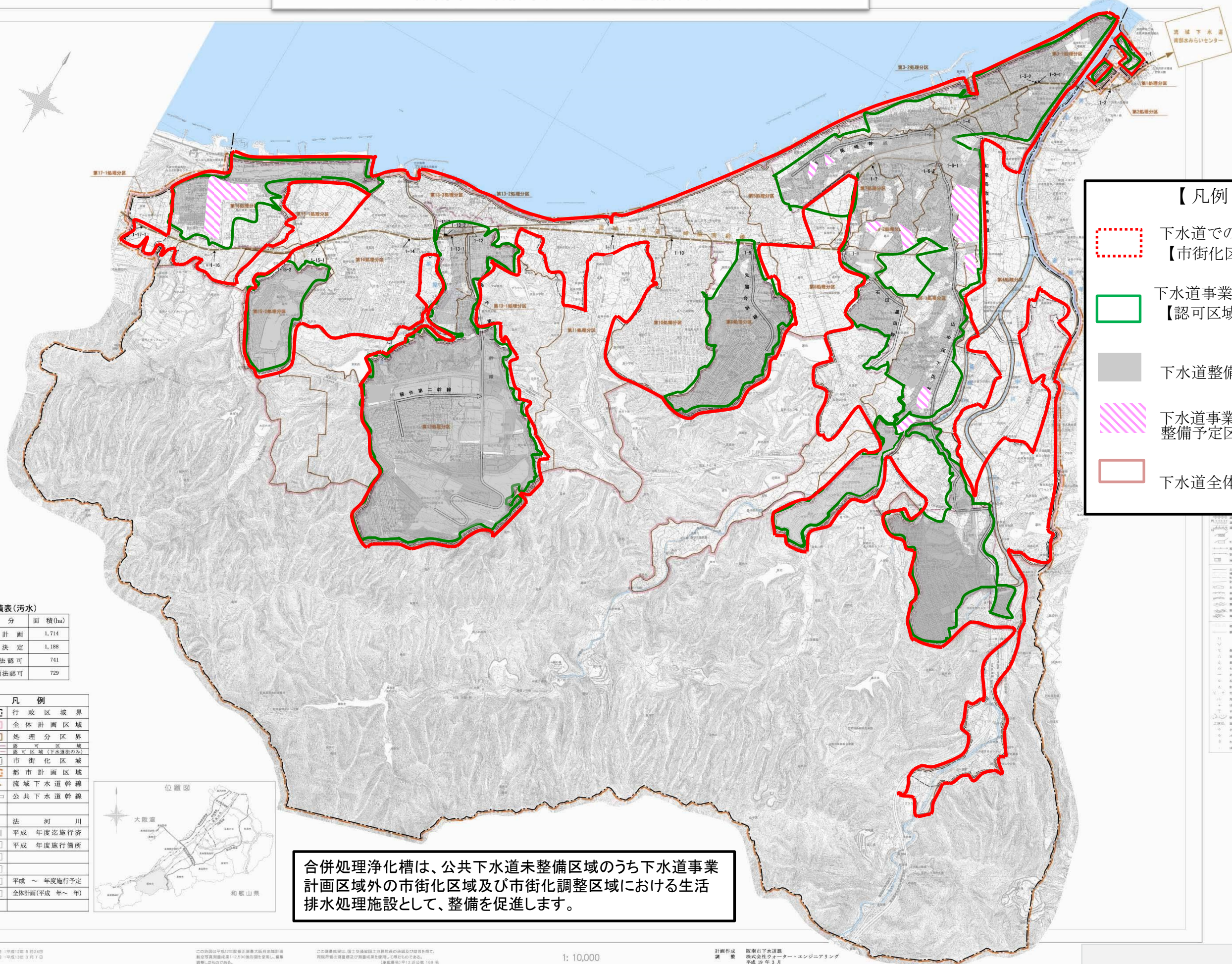
また、浄化槽の設置者及び管理者に対しては、定期的な保守点検、清掃並びに法定検査の受検を行うよう啓発や指導を行います。

また、転居や転入、転出など住所を移転する市民に対し、担当窓口で生活排水設備の状況を聞きとり、必要に応じて浄化槽台帳に記載の上、適正管理の指導を行うとともに、既設者に対しては、法定検査が不適の場合、文書等による指導を行います。

また、公共用水域の水質保全の観点から、「下水接続及び浄化槽維持管理の周知・啓発」、「汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助制度」について、適宜広報紙及びホームページ等を活用し、引き続き市民へ周知・啓発に取り組めます。

資料：整備計画図（令和5年度～令和14年度）

阪南市生活排水処理計画 整備計画図



【凡例】

- 下水道での整備区域【市街化区域】
- 下水道事業計画区域【認可区域】
- 下水道整備済区域
- 下水道事業計画期間整備予定区域
- 下水道全体計画区域

区域面積表(汚水)

区 分	面 積(ha)
全 体 計 画	1,714
計 画 決 定	1,188
下水道法認可	741
都市計画法認可	729

凡 例

行政区区域界	全体計画区域
処理分区域	認可区域(下水道法のみ)
市街化区域	都市計画区域
流域下水道幹線	公共下水道幹線
法 河 川	平成 年度迄施行済
	平成 年度施行箇所
	平成 ～ 年度施行予定
	全体計画(平成 年～ 年)



合併処理浄化槽は、公共下水道未整備区域のうち下水道事業計画区域外の市街化区域及び市街化調整区域における生活排水処理施設として、整備を促進します。

